
OTTAVAハウスの実現への考え方

介護保険とOTTAVAハウスのビジョン

そろそろ介護が必要...そんな時には

➤ 介護保険サービスの利用相談する

→ 地域包括支援センター(熟年相談室)

→ 介護保健課(名称は地域による)

これは国からの事業委託のようなイメージです

介護サービスを受けるためには、
要介護認定が必要です。

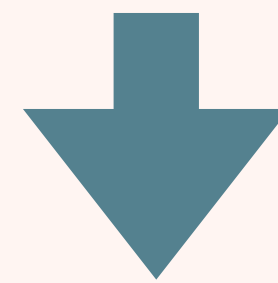


要介護認定の手段

➤ 要介護認定の申請

地域包括支援センター、介護保険課、居宅介護支援事業所、介護保険施設でも申請可能

→ 必要書類＝申請書（自治体窓口）、介護保険証、マイナンバー確認書類



➤ 要介護認定

申請後 訪問調査、主治医意見書によって一次、二次審査(認定審査会)を経て要介護度が決定

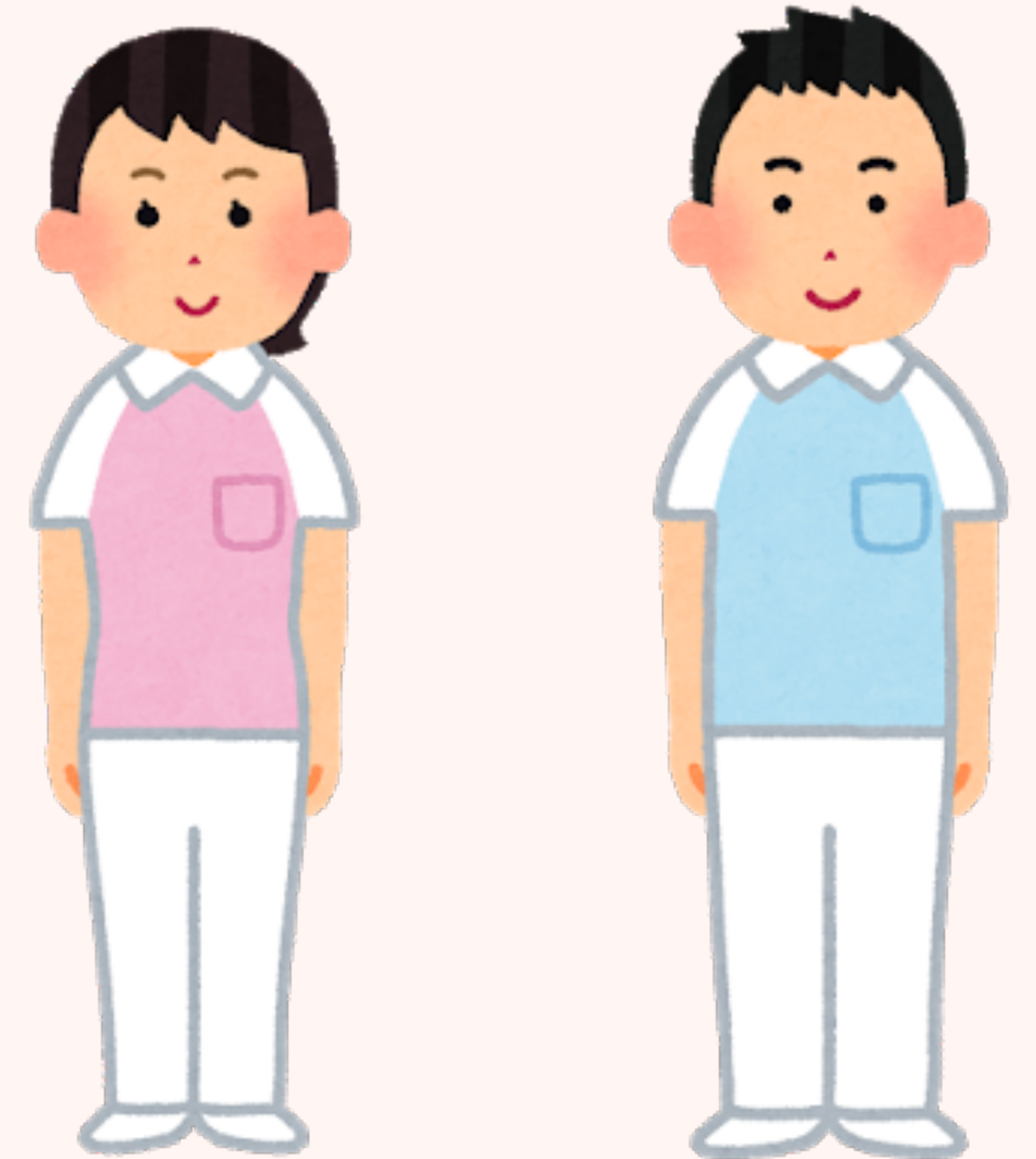
結果の通知は原則**30**日以内に届き、

認定の結果(介護度など)によって**利用できるサービス**が異なる。

担当者を、 利用者が選択する

国から紹介されたケアマネ（介護支援専門員）
が国民一人一人につく。

**2000年(平成12年)社会福祉事業法改正によって、
国が全額を負担し、申請者を入居させる措置制度から
1割負担を伴う契約制度に変更した。**



介護度について (要介護目安等)

- 要介護**5** 動けない、意思の疎通無し、重篤疾患(癌,脳卒中,心筋梗塞)、胃ろうなど
- 要介護**4** 上記だが意思疎通ができるくらい
- 要介護**3** 食事は取れる、立てるが歩けない、車椅子でベットへの介助が必要な方など
- 要介護**1,2** 認定審査会で検討。1日3回失禁、電気ポットにお米入れて炊いてしまう、歩行器が必要な方など

- 
- 要支援**1,2** 日常生活は大丈夫、しかし物忘れがひどい、年齢も加味し判断。
独居か否か、通常判断対象にはいけないが実情に合わせ審査会場では加味される。
-

要介護1~5対象サービス

➤ デイサービス（通所介護）

→ デイサービスセンターで食事、入浴、介護、機能訓練が日帰りで受けられる

➤ ショートステイ（短期入所生活介護） ※連続30日以上の利用は全額自己負担

→ 介護老人福祉施設などに短期入所、食事、入浴、介護、機能訓練が受けられる

➤ 特医療型ショートステイ(短期入所療養介護)

→ 介護老人保険施設（老健）等へ短期入所し、医療ケア介護、機能訓練。

➤ 訪問看護

→ 看護師などが訪問し、床ずれの手当や点滴の管理をする。



要介護別利用可能施設サービス

➤ 要介護**3**以上 介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

→ 常に介護が必要、自宅介護ができない方が対象。食事、入浴など日常生活の介護健康管理が受けられる。

➤ 要介護**1**~以上 介護老人保健施設 ※基本期間限定概ね3ヶ月

→ 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象。医学的な管理、介護、看護、リハ。

➤ 要介護**1**~以上 介護医療院 旧療養型病床→終末期サービス

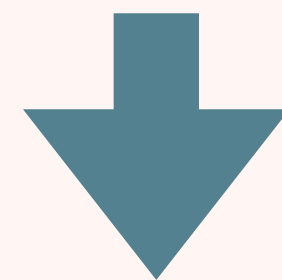
→ 長期に渡り療養が必要な方が対象。医療と介護(日常生活上の世話)が受けられる。



要支援1・2は介護予防サービス

➤ 介護予防支援（相談、サービスへのつなぎ）

→ 地域包括支援センターの職員に介護予防のケアプランの作成、利用支援＝無料（全額介護保険）



➤ 自宅訪問によるサービス（※料金自己負担額1割計算）

→ 介護予防訪問入浴介護＝移動入浴車などで訪問し、入浴のお手伝いサービス。一回 **972**円

→ 介護予防訪問リハビリ＝専門家の訪問により、体操やリハビリ指導を受けるサービス。一回 **341**円

→ 介護予防通所リハビリテーション＝介護保険施設、病院診療所で介護予防機能訓練...月 **2279**円～

入所系施設(老人ホーム)の種類

- 特別養護老人ホーム
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - 認知症対応型グループホーム ※9人ごとのユニット(1フロワ)形式
 - 他、地域密着 介護老人福祉施設、特定施設 ※29人以下の小規模施設
-

では、

福祉経営はどんなっているのか



98%

特別養護老人ホームが収支トントンになる
施設稼働率

特別養護老人ホームの人員配置基準

- 生活相談員 **100**名で**1**名 それ以上で**1**以上
- 介護職員看護師 **3:1** ※利用者が**3**人に**1**名の職員が必要
- 栄養士 **1**名以上
- 機能訓練指導員 **1**名以上
- 介護支援専門員 **1**以上

厚労省令：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

人件費、設備費と人材不足

- 人件費率は約**65%**程度
- 人材不足の進展によって施設の稼働率が下がる
- しっかり法人として運営するための設置基準を満たすには莫大な費用がかかる
- 離職率を高めない**労務管理**が重要になる
 - 各種職種と連携で相性の悪い人とも関わる必要がある
 - 給与処遇を一定に保つ必要がある



OTTAVA ハウスのビジョン

- OTTAVAを元に集まるシェアハウス「OTTAVA ハウス」
 - 必要な時に必要なサービスを受けることにする。→ 常設の介護職を雇用しない。
 - 古民家をリノベーションし賃貸する
 - 家賃の安い場所に数棟の一軒家を借りて共同生活、
 - 中心にクラシックコンサートができる場所を構築する
 - 野外or簡易的なホールの構築
 - 利点：無駄な経費がない、団体生活での拘束時間が少ない。
-

連携法人との協定&OTTAVAのサービス

➤ 全体的に高齢化した場合には、**連携法人と協定を結ぶ**

→ 定期巡回などの**24時間対応可能な在宅サービス**を利用する

➤ **OTTAVA**として新たなサービス

ICTを利用して24時間繋がれる状況を作れば良いのではないか？

→ **OTTAVA**の放送と常に状況確認できる福祉系のシステムと連携させたサービスを作ることができれば世界初のサービスにつながる。

➤ そういったことを実現できる、夢も追いかけることが可能。

まとめ

- 介護というとマイナスイメージが強いが、介護保険制度、地域の多種多様なニーズに応えられるように出来上がってきている。
→ 自分たちのニーズに合わせてサービスの設計ができるのはすごいこと。
- 国サービスを有効活用して、楽しく暮らす、その実現をOTTAVAでするのは素晴らしいことだと考えている。
- 体が動けなくなったら家族がいなくても入所しなくてもいい時代ではなく、一人暮らしであっても暮らしていけるシステムは構築されている。

